

所 属	政策秘書担当	学校教育課
所属長	山崎 健太	民谷 洋二
電 話	06-6489-6474	06-4950-5685

奄美×尼崎 AMAフレンドシップ事業の実施に向けた覚書を締結

1 概要

尼崎の子どもたちが奄美群島を訪れ、自然・文化体験や青少年交流を実施する「AMAフレンドシップ事業」を今年度から開始することに先立ち、奄美群島の12市町村で構成される奄美群島広域事務組合と尼崎市が互いに協力し、連携を図りながら、双方にとって有意義な事業にしていくことを目的とした覚書を令和7年5月26日（月）に締結します。



同事業の実施にあたっては、年度ごとに奄美群島の異なる自治体を訪問することで、尼崎市と奄美群島との交流を深めていくこととしており、今後の事業運営を円滑かつ効果的に進めていくために覚書を締結するものです。

2 締結式

式名称：奄美×尼崎 AMAフレンドシップ事業 開始記念セレモニー

日 時：令和7年5月26日（月） 午前8時40分から

場 所：鹿児島県奄美市名瀬柳町2番1号（アマホーム PLAZA 中多目的室）

出席者：奄美群島広域事務組合管理者、奄美群島12市町村長及び議長、
尼崎市長、尼崎市議会議長、尼崎市教育長

3 AMAフレンドシップ事業の概要

【取組概要】

市立中学校の生徒が奄美群島を訪れ、自然・文化体験や地元の方々との交流、現地中学生とともに体験プログラムに参加し、意見交換を通じて、多様な視点や価値観で物事を見つめる態度を養います。また、事後報告会を実施して、体験等を通して学んだことなどを振り返り、共有することで訪問した生徒のみならず他の生徒も含め、自然や文化を大切にする心の醸成に繋がります。

【実施時期（予定）】

令和7年8月18日（月）～8月21日（木）

【体験プログラム（例）】

- 自然体験プログラム 森林や海洋生物の観察、トレッキング など
- 地域の文化体験 伝統的な音楽や舞踊の体験、芸術工芸品 など
- 地域交流イベント 地元の学校との交流やスポーツ・文化交流 など
- 環境保全活動 ビーチクリーン活動や森林の保全活動 など



「画像提供 奄美市」

AMAフレンドシップ事業の実施に係る覚書

尼崎市（以下「甲」という。）及び奄美群島広域事務組合（以下「乙」という。）は、AMAフレンドシップ事業の実施について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、AMAフレンドシップ事業の実施について必要な事項を定めることにより、甲と乙との間における円滑な連携・協力を図り、もってAMAフレンドシップ事業における交流が甲及び乙双方にとって有意義なものとなることを目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において、「AMAフレンドシップ事業」とは、尼崎市立学校に在籍する児童及び生徒が奄美群島を訪れ、豊かな自然・文化等の体験や同世代の児童及び生徒をはじめとした島民との交流の機会等を通じて、伝統と文化を尊重する心を醸成するとともに、自然を大切にし、環境保全に寄与する姿勢等を育成することで次世代のリーダー養成につなげることを目的とする事業であり、甲及び乙を構成する奄美群島12市町村が共同で実施するものをいう。

（役割）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、AMAフレンドシップ事業について次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 奄美群島を訪問する児童及び生徒を選出すること。
- (2) 奄美群島の訪問によって得た経験を尼崎市民のために還元すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要と認められること。

2 乙は、第1条の目的を達成するため、AMAフレンドシップ事業について次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 乙を構成する奄美群島12市町村との連絡及び調整を行うこと。
- (2) その他第1条の目的を達成するために必要と認められること。

（連携する役割）

第4条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、前条に規定するもののほか、AMAフレンドシップ事業について次の各号に掲げる役割を連携して担うものとする。

- (1) 受入自治体の決定に関すること。
- (2) プログラムの企画及び実施に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要と認められること（前条第1項第3号及び第2項第2号に該当するものを除く。）。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる役割を効果的に担うため、必要に応じて協議を行うものとする。この場合において、協議の具体的な実施方法、当該役割に係る費用負担その他の条件等については、甲及び乙（受入自治体を含む。）が協議して定めるものとする。

（協議）

第5条 この覚書に係る事項及びこの覚書に定めのない事項でAMAフレンドシップ事業に係るものについて、特に必要が生じた場合には、甲及び乙（受入自治体を含む。）がその都度協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第6条 この覚書は、令和7年5月26日からその効力が生じるものとする。

上記の覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名のうえ、各1通を保有する。

令和7年5月26日

（甲）

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市長

（乙）

鹿児島県奄美市名瀬港町15番地
奄美群島広域事務組合 管理者
